

# 新宿区教育委員会会議録

## 平成十六年第十一回定例会

平成十六年十一月五日  
新宿区役所六階第四委員会室



《 議 事 日 程 》

議 案

- 日程第 一 議案第六十五号 新宿区文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 二 議案第六十六号 平成十六年度新宿区一般会計補正予算(第四号)について
- 日程第 三 議案第六十七号 平成十七年度新宿区立幼稚園の学級編制方針の一部変更について

報 告

- 一 平成十六年第三回新宿区議会定例会における代表(一般)質問及び答弁要旨について
- 二 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件について
- 三 平成十六年度第一回新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰について
- 四 統合新校の取組について
- 五 その他

協 議

- 一 「教育行教の推進にあたって」について

《 配 付 資 料 》

- 一 新宿区立中学校十月学校公開実績報告
- 二 平成十七年度新宿区立小学校の選択状況
- 三 財団あり方検討会報告書

木島委員長

それでは、ただいまから平成十六年新宿区教育委員会第十一回定例会を開会いたします。本日の会議には全員が出席しておりますので定足数を満たしております。本日の会議録の署名者は、櫻井委員にお願いいたします。本日の議事日程についてはあらかじめ委員に送付しておりますが、議案一件について、追加が必要と認めましたので、新宿区教育委員会会議規則第九条に基づき議事日程を変更いたします。議案として「日程第三 議案第六十七号 平成十七年度新宿区立幼稚園の学級編制方針の一部変更について」を追加いたします。変更しました議事日程及び議案については、机上に配付いたしました。

議 案

議案第六十五号 新宿区文化財保護条例の一部を改正する条例について

木島委員長

それでは、議事に入ります。「日程第一 議案第六十五号 新宿区文化財保護条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

では、議案第六十五号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「日程第一 議案第六十五号 新宿区文化財保護条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。概要によりまして、御説明いたします。

この条例の改正につきましては、文化財保護法の改正に伴いまして、条例でこの法律条項を引用している部分について規定を整備する必要があるため、次のとおり、条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、「文化財保護法第九十八条第二項」を「文化財保護法第一百八十二条第二項」というふうに改正するものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。改正が左にございます。目的の第一条でございます。ここの三行目のところ、第一百八十二条第二項というふうに改正するものでございます。この文化財保護法につきましては、この第二項におきまして、このように規定されてございます。

地方公共団体は条例の定めるところにより、重要文化財等、それ以外の文化財で当該の地方公共団体の区域内に存するもののうち、重要なものを指定して、その保存及び活用のため、必要な措置を講ずることができるというものでございます。

この文化財の指定につきましては、最初に文化財保護法により指定を受けたもの、文化

財ですね。それから、東京都の文化財保護条例により指定を受けた文化財、それ以外で、新宿区内にある文化財について、保存、活用をし、区民の文化の向上、郷土の文化の発展をするというようなものでございます。

そういうことでございますので、この法律の条文につきましては、保護条例の基本となる、基準となるものでございますので、今回改正させていただくものでございます。

なお、これが九十八条が第一百八十二条に飛びましたのは、文化財保護法の一部を改正する法律の中におきまして、文化的景観の保護、地域における人々の生活、または、生業及び、当該地域の風土より形成された景観地で国民の生活の理解のため、欠くことのできないものと、そういったものを、文化的景観と言いますが、これらの条項を新たに追加するものとしたために、条文がかなり動いていると、そういうものでございます。

提案理由でございますが、文化財保護法の改正に伴い、条例でこの法律条項を引用している部分について、規定を整備する必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いしたいと思います。

木島委員長

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

はい、どうぞ。

内藤委員

これは、文化財保護法並びにこの条例の内容にわたる改正ではありませんし、文化財保護法のそれに当たる部分が、条項が変わったというだけのことですから、それで結構だと思います。

木島委員長

そういうことですので、ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第六十五号 新宿区文化財保護条例の一部を改正する条例」についてを原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長  
教育長

議案第六十五号は原案のとおり決定いたしました。

委員長、提案させていただきます。

「日程第二 議案第六十六号 平成十六年度新宿区一般会計補正予算(第四号)」については、平成十六年第四回区議会定例会で審議を予定している案件で、区長の公正、円滑な区政執行を確保する観点から非公開による審議をお願いしたいと思います。

木島委員長

ただいま、教育長から、非公開による会議の発議がございました。

「日程第二 議案第六十六号 平成十六年度新宿区一般会計補正予算(第四号)」についてを非公開による審議にすることに御異議はございませんか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長            それでは「日程第二 議案第六十六号 平成十六年度新宿区一般会計補正予算（第四号）について」を非公開により審議いたします。  
傍聴人の方は、退席をお願いいたします。  
〔議案第六十六号 平成十六年度新宿区一般会計補正予算（第四号）については非公開で行うことの議決があったため、別途議事録を調製する。〕

---

議案  
議案第六十七号 平成十七年度新宿区立幼稚園の学級編制方針の一部変更について

---

木島委員長            次に、「日程第三 議案第六十七号 平成十七年度新宿区立幼稚園の学級編制方針の一部変更について」を議題といたします。

教育政策課長            では、議案第六十七号の説明を教育政策課長からお願いいたします。  
それでは、「日程第三 議案第六十七号 平成十七年度新宿区立幼稚園の学級編制方針の一部変更」について御説明いたします。  
これにつきましては、九月定例会におきまして、幼稚園の学級編制方針を定めたところでございますが、今回、三歳児の定員を十六名から十七名に変更するということになりましたので、それについて変更があるというものでございます。  
新宿区立幼稚園の学級編制方針の案をごらんいただきたいと思います。学級定員について、三歳児のところは十七名というふうになるものでございます。これによりまして、平成十六年度からの増減につきましては、十三園が三歳児保育をやっておりますので、十三名が定員が増となったというものでございます。  
提案理由でございますが、平成十六年九月三日議決の議案第五十七号 平成十七年度新宿区立幼稚園の学級編制方針中、三歳児の定員を十六名から十七名に変更する必要があるためでございます。  
よろしく御審議をお願いいたします。

木島委員長            説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

櫻井委員                はい、どうぞ。

学校運営課長            これは、なぜ、十六名から十七名にするという必要性の説明というのはあったんですか。  
九月に定例会をさせていただいたときには、十六ということで、十六年度と同じ人数ということで、ございましたが、この間ずっと、私立幼稚園の方と協議をさせていただく中で、私どものこれは、二十名程度、三歳のクラス編成については、ぜひ、拡大をというこ

とで、従来から行われていた協議の対象にさせていただいているところでございますが、少しでも待機児童についての解消策をしたいというのが私どもの方の思いでございます、その部分を踏まえまして、ずっと協議をさせていただいた結果として、これは、十一月二日の段階で、私立幼稚園の方の協議が調いましたので、至急でございますが、きょうの段階でお願いするということになってございます。

木島委員長 ということですが、よろしいでしょうか。

内藤委員 はい、どうぞ。

学校運営課長 別に資料を出していただかなくて結構なんです、要するにあれでしょ、三歳児といのは、入園したくても入園できない子どもさんがまだいるということですよ。だから、一人でも定員が増えたということは、そういう三歳児で区立幼稚園に入りたくても入れない人の、若干の解消に向けて、一步を踏み出したと、そういうことと了解していいですか。

内藤委員 おっしゃるとおりでございます、私ども、十五名定員から、十六にしても、まだ、百名を超える待機児童がおられましたので、これを少しでも受け入れを緩和にしたいということで、私立側と協議をさせていただいた結果として、今回ここまでしたということでございます。

内藤委員 わかりました。

木島委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第六十七号 平成十七年度新宿区立幼稚園の学級編制方針の一部変更」について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第六十七号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告事項

報告一 平成十六年第三回新宿区議会定例会における代表（一般）質問及び答弁要旨について

木島委員長 次に、事務局からの報告を受けます。報告一について、説明を受け、質疑を行います。事務局からお願いいたします。

次長 それでは、平成十六年第三回区議会定例会における代表質問、一般質問の質問の要旨と答弁の要旨ということでございまして、八ページにわたるものですが、少しはしょって御説明させていただきたいと思っております。

今回、決算特別委員会とか入ってましたので、時点的には、ちょっと、もう、一月と三

週間くらいたった時点でのものということになりますけれども、概略御説明させていただきます。

まず、一ページでございますけれども、これが、日本共産党新宿区議会議員団の質問で、日の丸、君が代の取り扱いをめぐる都教委の実施指針と内心の自由についてということ、聞いている中身は、入学式・卒業式のあり方を学校ごとに創意工夫すべきであるということと、教員の処分を理由に、児童・生徒の内心の自由を踏みにじることが行われないようにと、そういう趣旨の質問でございます。

教育長答弁といたしまして、入学式や卒業式は、学習指導要領で、「学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機づけとなるような活動を行うこと。」と位置づけている。

これまでも子どもたちが中心の式典となるよう創意工夫しているというふうに答えております。

教育委員会としては、学校の創意工夫を尊重し、学習指導要領に基づいた入学式・卒業式が行われるよう指導していると。

「国旗・国歌」に関する教員への指導は、あくまでも教育上の公務員の職務としてであり、このことが、直接的に児童・生徒の内心の自由を制約し、内面に立ち入って強制しようというものではないと、こういう前にも同様の答弁はしていると思っておりますけれども、こういうふうに答えております。

それと、その下に区立小学校校庭の天然芝生化実施に向けて検討すべきであるという質問でございます。

これは、区長と教育長、両方から答えておりまして、区長の答弁でございますけれども、天然芝生化は、利用面や環境面において多くのすぐれた面があるが、一方で造成中の養生期間の確保や維持管理に課題があると認識している。

二ページ目でございますけれども、教育長の方からも答弁しておりますけれども、答弁の最後に教育委員会としては、従来のゴムチップに加え天然芝、人工芝等さまざまな校庭のあり方について研究していきたいと。従来は小学校の校庭はゴムチップと言われる舗装をしてきたわけですが、これは、天然芝にしるという、そういう趣旨の質問ですが、選択肢としては、人工芝とか、いろんなことが考えられるわけでございます、それについて、これから、いろいろ比較検討をして、取り入れられるものについては、実施していこうと、そういうスタンスであります。

その下でございますけれども、二ページの下の方に、今度、新校四谷小学校の建設と幼

保一元化についてということで、質問を受けております。これは、一つは、温水プール化について、そして、もう一つは、先ほどは、全小学校の天然芝生化ということでしたけれども、個別の四谷の新校についてどうかということ再度同じ会派から聞かれております。まず、プールの方なんですけれども、地下化・温水化は行わず、校庭・園庭確保の観点から屋上プールとしたいというふうに答えています。

その下、二ページ目の一番下の部分に、かつて地区体育館構想があったことは承知しているというふうに答えておりますけれども、これは、実はかつて、例えば、四谷地区、牛込地区、淀橋地区というようなことになるんだと思いますけれども、その学校の体育館を地域の体育館と兼用にして、それを温水プールにして、学校と地域が両方が使えるような、そういうことをしたらいいのではないかという、そういう構想がありました。それを地区体育館構想といっているわけで、そのことを共産党はこの四谷でできないかというふうに聞いてきているわけです。で、かつてそういう構想があったことは承知しているが、区の将来にわたる財政状況や類似の民間施設の有効利用などを勘案すれば、今後の学校施設の建設に当たって、そのような方向は取り得ないものと考えます。ということで、明確に否定しました。

三ページの(二)のところ、先ほど申し上げた天然芝生化のことを再度聞かれているんですけれども、新校開校後の芝生の養生期間や年間の維持管理、適地の選定など慎重に検討する必要があると。今回の四谷新校について、PTAとか、学校の協働でできないかということも言われているんですが、例えば、屋上や校庭の一部など可能な部分について天然芝を植え、手入れをしていくことを通じて、子どもたちが緑を育てる心をはぐくむことができないかなどを考えていくと。

答弁の中でも申し上げたように、天然芝の場合ですと、維持管理に大変人手が、手間がかかります。で、校庭は運動場として使っているわけですし、天然芝の場合には、それがかなり制約されるというようなことがありまして、現実にはかなり難しいんだろうというふうに思っています。ただ、先ほど申し上げたように、人工芝だったらどうかとか、今まではゴムチップですけれども、そういった選択の余地はいろいろございますので、その辺については、今後十分検討していきたいと思っております。

次に、公明党新宿区議会でございますが、新宿区における幼稚園教育についてということで「区における幼稚園のあり方」といった取り組み方針を出すべきではないかと。また、当面の三歳児の入園への対応について工夫できないかということ聞いております。

先ほど、議案でも出しましたけれども、一つには、「二十一世紀の区立幼稚園ビジョン」

で、ことしの三月、報告したのは、教育委員会でも御報告申し上げていると思えますけれども、余り具体的な踏み込みはちょっと足りなかったんですけれども、考え方としては、いろいろな課題の整理はさせていただいております、その中で、三歳児の教育環境整備や私立幼稚園との共存共栄策、これからの重要な視点の論点として挙げさせていただいております。

今後は区における幼稚園教育の全体像を、私立幼稚園を初めとする関係者との協議の中で検討し、具体的な方針を策定していくというふうに答えています。

それと、教育委員会としては、三年保育実施園の十三園で、現在の定員十六名を人件費の増加を伴わずに、私立幼稚園との協議の中で可能な限りふやしていくことが当面の対策になるものと認識していると答えておまして、これが先ほど議案としてお出しした十六名を十七名にすると、一名ですけれども、ふやさせていただいたと、これが成果といえれば成果でございます。

次に、食育運動の推進について聞かれております。

学校の周りに果樹を植えたり、花壇を野菜畑にしたりする発想も必要でないかと、屋上緑化の利用法の検討だとか、あと、校外授業での、農作業・漁業体験とか、そういったことを聞かれております。

あとは、広く食育運動を推進すること、それと、「新宿食育運動推進協議会」の創設とかいろいろ言われておまして、それに対する教育長の答弁でございますけれども、児童・生徒一人一人が「食」についてみずから考える習慣を身につけ、健全で安心な食生活を営むために、教育委員会としても、食育を推進することは、重要であると考えています。

次のページでございますが、大久保小学校の事例を引用させていただいて、地域との協働による野菜づくりだとか、屋上でのパケツ稲作等の実践、こういう紹介をさせていただきました。

それと、女神湖の移動教室で、田植え体験、そば打ち体験などを実施しています。教育委員会としても、都会生活の子どもたちに収穫のとうとさや食の大切さが身につくような体験学習が重要であると考え、今後も推進していくというふうに答えています。

それと、いろいろ、協議会とか言われてますけれども、その関係につきましては、その下の方、中段くらいのちょっと前ですけれども、今後、広く識者による連携と協議について、どのような方法が学校の支援になるか、今後研究していきたいというような、そういうお答えをしました。

次に、自由民主党新宿区議会議員団から、落合第二地域センターの建設関係で質問を受

けております。

一つは、生涯学習事業をどのように地域センターで展開していくのだと。御案内のとおり、落合の社会教育会館の廃止ということが予定されておりますので、その機能を今度は落合第二の地域センターの方でやっていくというふうに、区はそういうスタンスでいるわけですが。その関係でございます。

それと、それに関連して、社会教育会館の集会室機能は地域センターの集会室機能で代替ができるのかというようなこと、そういうお尋ねですけれども、お答えといたしまして、新たに地域センターが建設され、機能的で使いやすい環境が整備されるわけで、区民の生涯学習活動がより充実・発展するものと考えます。これは、正面からそういうふうに答えております。

それと、新しい地域センターが備える機能については、落合社会教育会館の機能統合を前提に、落合第二区民センター建設準備会において検討しているわけですが、課題はほとんどクリアされたというふうには現在認識しているところなんですけれども、教育委員会としても、新しいセンターにおいて集会室機能の代替が適切になされるよう、建設準備担当部署との連携を図ってまいりますというふうに答えています。

五ページ目でございますが、新宿区議会無所属クラブの方から、これは、例の五歳児の突き落とし事件の関係で質問を受けております。児童の起こした事件についてということですが、学校での事件の際、学校がどのように対応したのかと、そのほか、いろいろと指導的にどうだったのかとか、児童相談所の対応について感想はとか、いろいろ聞かれているんですが、お答えといたしまして、学校で問題を起こす児童・生徒に対しては、状況に応じて、その場で反省を促したり、心を落ちつかせて、担任、心理士、ケースワーカー等が心に響くような個別指導を行っている。また、必要に応じて関係諸機関との連携を密にし、保護者と協力しながら対応していると。当該児童についても、問題行動の際には、同様の対応をしてきましたと。

児相につきましても、今回の事件でも、考え得る限りの対応をとったというふうに教育委員会としては受け取っております。で、いろいろ書いてあるんですけども、ちょっとはしょりまして、六ページ目の上段ですけども、独立行政法人科学技術振興機構によるキレる子どもの脳活動調査、そういったものを引用しての質問を受けているものから、今後は、学校とスクールカウンセラー・教育相談室・専門機関等との連携をさらに図り、独立行政法人科学技術振興機構の研究成果も視野に入れ、問題行動の防止を含めた学校関係者の専門性を高めていくというような答弁をしております。

次に、新宿区議会民主・無所属クラブの方から、C型肝炎感染問題についてということで、小学校での血液に関する学習、それと自分の体を大切にすることということで、ピアスやタトゥーのことについて聞かれております。

答弁といたしまして、小・中学校、いろいろと理科とか保健学習の中で、血液に関しても学習しているわけですが、小・中学校の保健分野では、感染症とのかかわりで、HIVが教科書で取り上げられていますと、そういったことを言いついて、それと、あと、自分の体を大切にすることやピアス等について正しい認識を指導することの必要性は強く感じているというようなことを答えております。実際そういう指導もしているということでございます。

それと、次に、人の心に働きかける施策についてということで、小・中学校におけるバリアフリー教育の現状と今後の方針について聞かれております。

答弁でございますが、区立小・中学校では、各教科や領域の学習において、バリアフリー教育を初めとした福祉教育を重視していると。例えば児童・生徒が実際に車いすに乗って、自動販売機を利用したときの不便さなどを体験から気づく活動などをしております。そういうことを答えております。

七ページ目でございますが、社会新宿区議会議員団から、一つは、平和都市の推進について、これは、同様の質問が後で出てきますので、ちょっと省略しまして、学校選択制について聞かれております。

抽選における兄弟姉妹優先規定の改正、これも教育委員会でも御報告させていただいていると思っておりますけれども、学校選択制度に関するアンケートについても聞かれております。それと、学校選択制度によって、四十人の定員に限りなく近いクラスと、少人数になってしまうクラスと二通りに分かれるのではないかというふうにこの方は指摘しているわけですが、それに対する答弁でございます。

抽せんにおける兄弟姉妹優先の規定の改正については、昨年度は通学区域外でも兄弟姉妹が通学していれば無条件で入学できたが、十七年度は通学区域の児童生徒だけで受け入れ上限枠を超える場合があることを想定して、今回の改正を行ったと。取り扱い方針を変えたわけですが、規定の改正は学校施設規模に限度がある現状ではやむを得ないものと考えてと答えさせていただいております。

それと、次のページでございますが、これは、アンケートの関係で質問されているわけですが、それに対する答弁で、通学区域の学校を選ばなかった理由として「児童生徒数の少ない学校」、児童生徒数が少ないということで、通学区域の学校を選ば

ないというケースが実はかなり多かったんですけれども、そういう回答が比較的高い比率になっていることは認識しており、特定の学校を除けば従前の指定校変更制度においても同様の傾向は見られましたと。ただ、小規模校でも逆に増加している学校もあり、このことだけで学校統廃合が進むものとは考えていませんと。大きく減少した学校については、小規模校なりの指導方法を工夫するなど、十分支援していくことが大切であると考えているというふうに答えております。

それと、先ほど、二極化するのではないかという質問に対しては、質問の二通りの傾向になるものではないと考える。現状でも、そのようには至ってはいないと言っております。

また、三十人以下学級の導入についても質問されているんですけれども、これはよく共産党も聞くんですが、答えとしては、都の基準を上回り教育委員会が独自に、三十人学級とか、三十五人学級とかとを定めた場合には、教員の採用・任用・費用負担等多くの課題がある。したがって、教育委員会としては、都の動向を踏まえながら、一学級当たりの児童・生徒数の増減に配慮しつつ、区費講師の人数を増員するとともに、チームティーチングや少人数加配を拡充し、個に応じた指導の充実に努めていくと。これは、実施計画でも区費講師の増員とかは認められておりますので、そういう方向で現実に動いております。

それと、最後に新宿区議会花マルクラブの質問なんですけど、新宿区平和都市宣言と新宿区の教育についてということ、実は、十七年度は、新宿区が平和都市宣言をしてから二十周年目に当たるということ、そういった何か行事とか、啓発とか、そういったことを考えているのかということ、他党派からも質問がございました。花マルクラブの場合なんですけれども、小・中学校において新宿区平和都市宣言をどのように教えているかと。それと、宣言の趣旨なんですけれども、保護者を初め、十分定着しているかという質問でございます。

答えといたしまして、(二)の部分なんですけど、新宿区平和都市宣言にちなみ平和教育の一助とするために、平和のポスター展を開催することで、児童・生徒・保護者を初め、広く区民が、平和について考え、宣言の精神が根づくように取り組んできたこと。

二十周年の節目の年を迎え、今後とも区長部局と連携を図りながら、平和都市宣言の精神が全区民に広がるよう努めていくと、このように答えさせていただいております。

以上でございます。

説明が終わりました。報告一について御質疑のある方はどうぞ。

食育推進運動の質問の中のお答えの中で、東北地方の農村部の学校と姉妹校を結びとありますが、これはどういった、具体的にはどこの学校なんですか。

木島委員長  
櫻井委員

教育指導課長

天童が四谷三小で、市谷小が、すみません、大分歴史を持って交流を続けているところ  
であります。

櫻井委員

申しわけありません。市谷小学校の交流校が、ちょっと今、岩手ですが、具体的な学校  
名がただいま出ませんので申しわけございません。あ、金沢小でございます。

教育指導課長

ホームステイや何かもしているんですか、実際に。希望者だけ。

櫻井委員

やっております。

木島委員長

わかりました。

ほかに。

教育指導課長

結構あれですよ、各学校で、バケツ稲作というんですが、あれはやって結構、穂が立  
派に生えてますね。

バケツ稲作も各校でやっているところでもありますけれども、落合第二小学校では、ちょ  
うどこの部屋くらいの水田が校舎の裏にありまして、先日、学校視察したときには、稲穂  
がたわわに実って豊作でありました。落合の里という構想で、小川をつくったり、池をつ  
くったり、そして、稲作ができるような、そういう自然体験を学校の敷地内に行うとい  
うような計画をもっている学校も特色ある学校の一環として取り組んでいるところもござ  
います。

木島委員長

私もこの間行って、あれ、わざわざ、来てもらって、教えてもらいながらやっているん  
だそうですね。

櫻井委員

今、全部、小学校は、校庭はゴムチップなんですが、中学校はどうですか。

教育環境

小学校の方は、基本的には、ゴムチップなんですが、ただ、一部、ダストといって、土  
近い状態の学校もございます。

に整備課長

中学校は、ダストという土に近いところで、それが標準仕様で、全部中学校はそういう  
形になっております。

木島委員長

このC型肝炎の感染ということで、ピアスは、C型肝炎じゃないでしょうけれども、タ  
トゥーが非常に、確かにあっちこっちで、若い芸能人がやってますね。それは、非常に問題  
だろうと思うんですね。子どもたち、つい、中学校くらいになると、芸能人がやっている  
とやるということがありまして、C型肝炎の非常に大きな感染源の一つなんで、これはや  
はり、嚴重に注意させる必要があると思うんですね。

ほかに何か。よろしいでしょうか。

報告事項

報告二

新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をし

た件について

木島委員長

ほかに御質問がなければ、次に、報告二に入りますが、内容が三件あり、最初の案件については、報告を受け、承認を求められていますので、まず、最初の案件について説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「報告二 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件」について、御報告いたします。

まず、第一点目でございますが、報告の概要をごらんいただきたいと思っております。この一番目、新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正についてでございます。この概要につきましても、庶務事務システムが導入されたことに伴いまして、教育長は、訓令の改正について教育委員会が招集されるいとまがなかったため、臨時代理に関する規則に基づき臨時代理を行ったので、報告をし承認を得るというものでございます。なお、このいとまがなかったということは、この関係につきましても、十月十五日以降、システムについて正式にこちらの方に通知がありましたので、十月の定例会には間に合わなかったというものでございます。この内容につきましても、職員の出張、休暇等の事案に関して、事案決定手続の例外手続を定めるとともに、規程を整備する必要があるため、次のとおり、この訓令を改正するものでございます。

改正内容でございますが、職員の出張、休暇等の事案に関しては、事案決定規程の手続によらず、手続を簡略にするというものでございます。

これは、事案決定規程の特例というような扱いで、今回決めさせてもらったものでございます。それと、特例の別紙をごらんいただきたいと思っておりますが、こういう枠になっているものがございませうけれども、ちょっと、これで御説明させていただきます。これは、あくまでも事案の代決、決定関与、決定関与の代行者の特例についてでございます。出張、それから、休暇等に関するものでございます。一つ例をお挙げいたしますと、次長の出張等に係る事案でございます。これは、承認権者は教育長でございますが、その代決者として、今回、次長と、原則といたしましては、この括弧書きにあるとおり、原則は次長、または、不在の場合は、教育政策課長が行うものでございますが、今回の特例におきましては、すべて次長が代決すると。それから、決定関与につきましても、これも、次長が決定関与するというものでございます。それから、決定関与の代行につきましても、これは行わないというものでございまして、出張等につきましても、決定関与する必要はないというものでございます。

以下、課長の出張等に係る事案については、それぞれ当該課長が代決、決定関与すると、決定関与の代行は行わないと、それから、一般職員の出張等に係る事案につきましては、それぞれの係の長が行うというものでございます。

なお、決定関与という意味でございますけれども、事案についてのそれぞれが関係するものが、この決定内容について、意見を、意思表示をするというものでございます。なお、この中には、法令に適しているかどうかというようなことも含めて決定関与するというものでございます。

次に、元に戻っていただきまして、報告の概要でございます。改正内容の(二)、別表に部分休業を加えるというものでございまして、新旧対照表を一番最後のところに資料としてつけさせていただいております。現行につきましては、下線がございまして、例えば、次長の出張のところ、左から三番目の枠でございますが、現行は職務専念義務免除、給与減額免除等書いてございます。右の方、課長等の出張等につきましても、同じように書かれております。それを改正後につきましては、今、申し上げました職務専念義務免除等につきましては削除して、部分休業を新たに加えるというものでございます。

元に戻っていただきまして、(三)でございますが、今、御説明いたしましたように、職務専念義務免除、給与減額免除に関しましては、新宿区職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程、新宿区職員の職務免除規程、それから、新宿区職員の給与に関する取扱規程等がございますので、そちらの方を適用させていただいて、今回、この部分については削除するというものでございます。なお、部分休業でございますが、これは、育児休業の一部と申しますか、そういうものでございますが、育児休業につきましては、育児のために休業するというものでございますけれども、部分休業につきましては、託児をしながら勤務するというために、一日の勤務時間の中で、三十分を単位に勤務時間の初め、または、終わりに、三十分を単位として、二時間以内で勤務しないことが認められると、そういった意味で部分休業するというところでございます。

これは、施行日につきましては、平成十六年十一月一日というものでございます。以上でございます。

木島委員長

説明が終わりました。報告二の一について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

いかがでしょうか。特に質問、御意見がなければ、報告二の一を承認してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長

報告二の一を承認いたしました。では、次に、報告二の二、二の三について、説明をお

教育政策課長

願いいたします。

それでは、報告二の二及び三について御報告いたします。

二でございますが、新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則でございます。これは、第十回教育委員会定例会で、あらかじめ教育長に臨時代理の指示を行った下記の規則の制定・改正の決定について、臨時代理を行ったので、報告をするものでございます。

最初に幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部の改正でございますが、改正内容をごらんいただきたいと思います。これは、内国旅行、通常の近接地内の近隣の旅行でございますけれども、日帰りでございます、に係る旅行命令については、庶務事務システムで行うというものでございまして、前回御説明したとおりでございます。

それから、三番目の新宿区立区外学習施設条例施行規則でございます。これにつきましては、校外施設設置条例の廃止及び区外学習施設条例の制定に伴いまして、校外施設設置条例第三条第二項の規定に基づく校外施設の使用に関する規則を廃止し、新宿区立区外学習施設条例施行規則を制定するものでございます。

制定内容でございますが、既に御説明したとおりでございますけれども、(一)が、施設の利用申請、利用承認等施設の利用に関する事項、次のページにいきまして、(二)が、女神湖高原学園の管理について指定管理者制度を導入すること、(三)が、女神湖高原学園に利用料金制度を導入すること、(四)が、利用できる日数を六泊七日以内とすること、(五)が、抽せん、空室先着順申込みの方法について定めたものでございます。(六)が、校外施設の使用に関する規則を廃止するというものでございまして、(七)は、経過措置として十七年六月分の使用については、平成十七年三月二十五日から開始する抽せんの申込みを受け付けないこととするというものでございます。施行日につきましては、平成十七年四月一日でございますが、(七)の経過措置につきましては、公布の日というものでございます。以上でございます。

木島委員長

説明が終わりました。報告二の二、二の三について、御質疑のある方はどうぞ。

何か御質問がございませうでしょうか。

報告事項

報告三

平成十六年度第一回新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰について

報告四

統合新校の取組について

木島委員長

特に御質問がなければ、報告三、報告四について一括して説明を受けます。説明をお願い

教育指導課長

いたします。

それでは、「平成十六年度第一回新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰について」御報告を申し上げます。

十月八日にこの表彰についての審査会を行いました。そこにまとめましたように、十一月十二日に表彰式を行う予定でございます。一番の牛込第三中学校の吹奏楽部につきましては、特に、吹奏楽コンクールの銀賞ということもそうなのですが、むしろ、年間を通して地域行事に参加、演奏活動を行い、地域社会の活性化及び地域の幼児・児童・生徒の健全育成に貢献しているということで、表彰の対象というふうに選んだところでございます。

次に、二枚目をめくっていただきまして、一番、二番、三番で、個人についてでございますけれども、そうしたことで、決めさせていただいてございます。

なお、二番の方については、判定は否とさせていただいておりますのは、昨年、このお子様は、同じような種目で受賞者であって、今回については昨年度を上回る結果ではございませんでしたので、また、来年度、五年生でありますので、進級してさらなる活躍を期待したいということで、例年受賞ということからは、外した次第でございます。

なお、推薦基準のＡということとは、各種スポーツでの対外試合で都大会優勝程度の成績を収めたことというようなことで、Ａというふうになってございます。また、イとウについては、文化、生産的活動で、全都的な規模のコンクール等で著しい成果を上げた場合、あるいは、ウについては、スポーツや文化的な形で長期にわたり幼児・児童・生徒の模範となるような活動をした場合という形で表彰の対象とするでございまして。

今回は、対象はありませんでしたが、もちろん、人命救助等の活動等をした場合もこの表彰の要綱の中に納めてございます。これが三でございます。

続いて、四について、「統合新校の取り組みについて」であります。これについては、まことに申しわけございません。口頭のみで失礼させていただきまします。現在、中学校の四校を二校にするということで、西早稲田中学校と、新宿中学校の統合の準備を進めているところでございますけれども、今回は、ハード面ではなくて、ソフト面で、現在、取り組んでいることについて、御説明をさせていただきます。

特に、地域、保護者から信頼される学校をいかにつくっていくかということでございますけれども、やはり、子どもたちが学びがいのある学校をいかにつくっていくかということに尽きるわけでございます。その場合は、授業の充実、そして、その授業を創造する教師の、指導者の充実ということに焦点を当てて現在取り組んでいるところでございます。

ポイントは三つございます。授業とその授業を行う指導者の充実ということで申し上げ

ます。一つは、習熟度別学習の充実です。いわゆる、お勉強の得意なお子さんもいれば、苦手なお子さんもいらっしゃるわけですし、教科によっては、普通に努力していても差の生じやすいような教科もございます。そうした授業を個別指導を中心にいわゆるチームティーチングや、少人数学習などの充実を図って、子どもたちが学びがいのある、そういう学習形態を保障していきたいということが一点目でございます。

二番目は、英語活動の充実ということで、新宿区も国際都市の中で、中核的な区でありますし、今後、コミュニケーション能力を育成することで、子どもの活動とか、あるいは、主体的に生きる力を養っていく上で重要と思われる表現能力の育成の基本として、英語の授業ということではなくて、英語活動と幅広くとらえて、そうした学習の場面を多くしていきたいと、できることならば、中学校の三カ年間で、英会話を確実に身につけて卒業させていきたい。そして、英語だけではなくて、中国語や韓国語等のそうした言語についても、造詣ある子どもたちの育成を目指していきたいということで、現在取り組まさせていただいております。

三点目は、サイエンス教育の充実ということで、力を入れてございます。なぜ、今、科学なのかということとは、いろんところで、日本の科学教育の課題について指摘されているところでもありますし、そのことを踏まえて、なお、科学で得られる知的好奇心の育成、あるいは、学ぶことのおもしろさ、あるいは、手品のように繰り広げられる科学実験の豊かな体験を通して、そうした経験を踏まえた子どもたちが、学びの意識をさらに基礎的なところから、充実させていけるのではないかなということで、サイエンス教育の充実ということを目指して、現在、条件整備を行っているところでありますので、御報告申し上げます。

以上です。

木島委員長

説明が終わりました。報告三について、御質疑のある方はどうぞ。

櫻井委員

どうぞ。

これ、ノミネートと言いますか、どれくらいの数の中から選ばれるのでしょうか。それは、自薦というか、自分から手を挙げてノミネートされるのでしょうか。

教育指導課長

実際には、各学校に、教育指導課から要綱をお配りして、年に二回応募しますので、これ、第一回とありますのは、上半期というような形ですから、今回の選定に漏れれば、下半期という形で、行って、そのノミネートですけれども、基本的には学校ですが、数は、残念ながらそう多くはございません。ここに載っているのが、今回の一期分でございます。

櫻井委員

全部ですか。

教育指導課長 はい、全部です。もっと積極的に応募するように現場では申し上げているところですが、なかなか人命救助が頻繁にあるわけではございませんし、大会に入賞というの、余り、全国の皆さん頑張ってますので、そう多くはございませんので、こういう状況でございます。

熊谷委員 この推薦理由のところに、推薦基準（二）とあるんですが、推薦基準（一）というのもあるんでしょうか。もし、あるとしたら、それはどんなのが教えていただきたいんですけども。

教育指導課長 もう一度整理して、ただいまの御質問について申し上げます。推薦基準については、当然、個人、または団体について行うことになっておりますが、（一）が人命救助やこれに類する行為を行ったとき。（二）が、学校教育にかかわるクラブ活動、部活動等の対外活動、コンクール等において、著しい成果を上げたとき。または、幼児・児童・生徒の模範となる活動を行ったとき。三番が、心身障害者、高齢者等に対する福祉活動やこれに類する行為を長期にわたり、継続的に実践したとき。四がその他表彰に値する行為を行ったとき、以上でございます。

木島委員長 よろしいでしょうか。ほかに御質問がなければ、次に、報告四について御質疑のある方はどうぞ。

櫻井委員 今、取り組みの三点を伺ったんですが、新宿中学校と西早稲田中学校、その両校ともということですが、その両校での何か違いとか、目標というのが違いがありますでしょうか。

教育指導課長 基本的には同じでございます。ただし、それぞれの地域や現在、教員の人事について校長からヒアリングを行っておりますので、その学校の課題や地域の第に応じて全く同じような扱いをしていくということではございませんが、取り扱いの主たる目的三本柱は両方とも同じでございます。

櫻井委員 わかりました。

木島委員長 よろしいでしょうか。ほかに御質問がなければ、本日の日程で、「報告五 その他」となっていますが、事務局から報告事項がありますか。

教育政策課長 本日はございません。

木島委員長 それでは、報告事項は以上で終了といたします。

協議

協議 - 「教育行教の推進にあたって」について

木島委員長

教育政策課長

次に、協議に入ります。それでは、「協議－ 教育行政の推進にあたって」について事務局から説明をお願いいたします。

それでは、「教育行政の推進にあたって」について御説明をいたします。

これにつきましては、毎年度、「教育行政の推進にあたって」ということで、作成させていただきまして、それぞれの年の教育目標、それから、基本方針、それから、具体的な事業について進めているというものでございます。

来年度についての、基本方針について本日からですけれども、進めたいというふうに考えております。

本日、ペーパーを用意いたしましたので、それに基づいて御説明いたします。「平成十七年度新宿区教育委員会基本方針の改定にあたって」ということでございます。

今日、さまざまな社会事象がございますけれども、それらの背景に立ちまして教育についても大きな岐路に立っているというふうに考えております。とりわけ、学習指導要領の改定、完全学校週五日制の導入を経まして、学校のあり方そのものが大きく変わってきている中、二十一世紀の学校教育では、「ゆとり」の中で「生きる力」を育成することが強く求められているというふうに考えております。

こうした中、教育目標につきましては、新宿区教育委員会におきまして、二枚目でございますけれども、「教育目標」ということで、新宿に愛着を持ち、新宿に学ぶことを誇りに思えるような教育の実践と国際社会へ飛躍できる人材の育成に取り組み、教育目標を定めてきたところでございます。

平成十四年二月でこういう形で定めまして、長期的な視点に立って現在の教育目標に全面改定したところでございます。今後も、引き続きまして、来年度につきましても、この目標を堅持しながら、その実現に向けてさまざまな施策を展開していかねばならないと考えております。

次に、基本方針でございますけれども、これにつきましては、目標が明確になるよう、体系に留意し、実効性のある短期的な基本方針となるよう毎年見直し、改定を行ってきたところでございます。平成十七年度の策定に当たりましては、第四次実施計画、それから、第二次行財政改革計画をただいま策定中でございますので、その動向も踏まえながら、また、整合を図りながら、時代にふさわしい、より一層わかりやすい基本方針として、その一部を改正したいというふうに考えております。

現行教育目標の趣旨を基本に、個性や創造力を伸ばすための教育活動の推進などの新たな学校教育施策を盛り込んでいく。また、子どもの居場所づくりなど、地域と学校との連

携強化のため、新たな施策を位置づけるというものでございます。

ちょっと、パンフレットをごらんいただきたいと思いますが、これ見開きで見ていただきたいんですけれども、基本方針につきまして、一、二、三、四、五とあります。

その一は、「地域社会や国際社会において信頼される人」を育てる教育の推進ということで、具体的に四項目が掲げてございます。

基本方針の二につきましては、学力の確実な定着を図り、個性や創造力を伸ばすための教育の推進ということで、五項目掲げております。

基本方針三につきましては、魅力ある教育環境づくりの推進ということで、九項目掲げてございます。

それから、裏にいきまして、基本方針の四、学校・家庭・地域の教育力の向上と連携強化ということで四項目掲げてございます。

基本方針五、生涯にわたって学びつづけられる環境の整備ということで、四項目掲げてございます。

なお、これらにつきましては、現在、十六年度の途中でございますけれども、それぞれ、事業に取り組みまして、順次成果が上がっているというふうに考えております。

元に戻りまして、ペーパーでございますが、策定までの日程でございます、本日、この定例の教育委員会におきまして、この基本方針の一部を改正するという大きな方針を確認していただきたいというふうに思います。それに基づきまして、各事業課へ指示いたしまして、たたき台といいますか、まず、来年度に向けてのいろんな方針、それから、施策等について考えていただくということになります。それをまとめまして、来月の十二月三日、ここで、その進捗状況を報告いたしまして、基本的な方向をそこで示していきたいというふうに考えております。

それから、年が明けまして、一月七日に原案を審議していただいて、二月四日に「教育行政の推進にあたって」ということで、議決していただくという形になります。その二月四日過ぎて、直近になると思いますけれども、学校の方でも、来年度の教育課程を策定するというところでございますので、二月四日には決めたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

説明が終わりました。御意見、御質疑をどうぞ。

そうすると、きょうは、これ、確認だけでよろしいんですか。

はい、そうです。

木島委員長

教育政策課長

木島委員長  
教育政策課長

ということでございます。

このペーパーの教育目標についてという、これについては、引き続きこの目標を、大きな目標は堅持していききたいと、来年度についても。それから、各基本方針について、ということがありますので、これについて、この方針でかなり各課でそれぞれ具体的な施策、事業等を考えていききたいと、そういうふうな流れの中で策定まで、日程について、これについて確認していただくということでございます。

櫻井委員  
教育政策課長

一部改正方針というのは、それじゃ、どのことになるんですか。

もう一度申しますと、教育目標につきましては、ここにありますけれども、これについては、このまま、十七年度も引き続きやっていききたいと。これに基づきまして、来年度さまざまな施策、事業をこれから考えていききたいと思いますが、そういった意味での基本方針について、来年度については、また、状況がさまざま変わる。また、今年度までにそれぞれの事業が完結するとか、それぞれ、一つのルールが敷けて、通常に進められているものであれば、また、来年度は新たな目標を掲げていききたいというふうに考えておりますので、基本方針については、一部改正するというような言葉を使わせていただいております。

木島委員長

今言われたとおりだと、基本目標というのは、そんな毎年こころ変わるの、おかしからこれでいいんだらうと思えますよね。基本方針ということは、ここに書いてあるように、第四次実施計画だとか、行財政改革計画によってある程度変わるということだけを確認すればいいことではないか。

櫻井委員

そうすると、今、一、二、三、四、五あって、その中が変わるかもしれないけれども、いいですねということだったんです。わかりました。

木島委員長  
教育長

これは変わる可能性があります。

従来、いろんな意見がありまして、抽象的な表現でとどめておくというのが今までずっともってきた方向なんですけれども、だんだん、開かれた学校だとか、学校の開放の関係なんかが出てくると、やはり、もうちょっと具体的に方針も踏み込んで、今、何の事業をやっているのかという、そこを表現したらどうかという意見が出てきているんですね。

だから、どこまで具体性を盛り込めるかわかりませんが、傾向としては、そういうふうな方向に十七年度はもっていったらなというふうに思ってますけれども。

木島委員長  
教育長

具体的な表現をですか。

ええ、これ、なかなか、どこの程度まで各事業を、毎回、議論していただいて、少しずつ、少しずつ具体性は盛り込んできているんですけれども、まだ、それでも、ちょっと足りないという意見もあるものですから、また改めて盛り込めるところは、踏み込んだ形で

盛り込んでいけたらと思っています。

簡単に言うてしまうと新宿の教育の特徴が、この方針の中で、なるべく生かされて入ることになると思うんですけども。

内藤委員

基本方針三の教育環境づくりの推進は、こういうのは、割と具体的に入れられるし、現に入ってますよね、例えば、この五では、校長の学校予算に関する校長の裁量権限の拡大とか、その上では、スクールスタッフ新宿の導入とか、基本方針三というのは、具体的な施策が入っている。だけど、反面、教育内容に関するのかな、例えば、基本方針一のようなものは、これは、なかなか具体的なというより、これはやはり、一つの理念を提示しているじゃないですかね。だから、こういう教育環境づくりなんかで新しい施策を年度ごとにどんどん盛り込んでいったらいいと思いますけれどもね。

木島委員長

ほかに。

熊谷委員

基本方針の見直しについては、見直すことは大変重要だと思うんですけども、先ほど説明された中で、この白四角みたいな中に、個性や創造力を伸ばすための教育活動の推進。それから、子どもの居場所づくり、地域と学校との連携強化、この三つを特に意識して改正を進めたいと、こういう理解でよろしいんでしょうか。

教育政策課長

はい、いいです。

来年度というか、今年度につきましても、やはり、教育の環境づくりにつきましても、授業が第一というふうに考えてます。その中で、子どもたちがこういう個性や創造力を伸ばしていけるというようなことがまず第一だと思います。

それから、子どもの居場所づくり、それから、地域と学校の連携につきましても、今年度もスクールスタッフ新宿とか、スクールコーディネーターとかいうことで、地域と学校教育がもっと一体になってくるというような形がございまして、これをさらに進めたいというふうなことでございます。ただ、それだけではございませんので、まだまだ大事なことがございますので、そういった意味も、また、今後検討していきたいというふうに考えております。

木島委員長

そうすると、これは、今、出たような意見を次の会等で審議していくということですね。

教育政策課長

委員長、おっしゃるとおりでございまして、あと、一カ月の間に、私どもの方でたたき台と言いますか、具体性なところをつくっていききたい。それで十二月三日には御提示したいというふうに考えております。

木島委員長

よろしいでしょうか。特に、ほかに御意見、御質問がなければ、協議は以上で終了いたします。

---

閉 会

午後三時三十一分閉会

---

木島委員長

本日の教育委員会は以上で閉会といたします。御苦労さまでした。